

別紙 1

特記仕様書

1 業務名:下関市きくがわ温泉華陽機械設備保守業務

2 契約期限:契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(契約の方法) 地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約

この契約は、長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。また、委託者はそれに伴う損害賠償の責めを負わない。

3 業務目的:きくがわ温泉華陽の給湯設備の保全のため機械設備保守業務を行うもの。

4 実施場所:下関市菊川町大字下岡枝地内

5 業務内容:別紙設計書及び参考図のとおり

6 管理基準等

受注者は、当該業務の実施に当たっては、以下に示す共通仕様書等を準用する。

- ・国土交通省「建築保全業務共通仕様書」(最新版)
- ・厚生労働省「公衆浴場における衛生管理要領」(最新版)
- ・下関市公衆浴場の設置場所及び配置及び衛生等に必要な措置の基準に関する条例
- ・その他関係法令等

7 点検保守

(1) 機器及び点検回数については、設計書に基づくものとする。また、実施にあたり受託者は保守点検計画について、委託者と協議するものとする。

(2) 受託者は、機器の保全のために必要な清掃及び雑材の対応を行うものとする。

(3) 受託者は、保守点検を実施後、機器に不具合等が認められる場合は、わかりやすく写真等を記録し、保守点検報告書に添付のうえ随時報告するものとする。また、不具合の状況に応じた緊急対応を委託者と協議のうえ実施するものとする。なお、不具合により生じた補修費用負担は、協議のうえ決定するものとする。

(4) 保守点検報告書については、設計書等に定める項目を受託者が契約締結後に作成を行い委託者と協議調整のうえ、決定するものとする。

8 安全対策

(1) 業務実施にあたって、安全及び環境に十分配慮して実施するものとする。

(2) 本市の責に起因する場合を除き、第三者及び本市に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

9 成果物

(1) 毎月の保守点検報告書については、完了ののちに速やかに提出するものとする。また、業務完了報告書の提出は、6ヶ月ごとの前期後期とし、毎月の保守点検報告書を調製のうえ成果報告として各回のそれぞれの保守点検の完了後、速やかに提出するものとする。

(2) 業務写真は、保守内容に準じ必要なもの部分的に撮影のうえ、とりまとめするものとする。

(3) その他市が指示するもの。

10 その他

(1)業務完了後、本市の検査に合格しなかった場合は、受注者の費用負担で契約期間内に補正を行うものとする。

(2)支払方法については、年2回払いとし、各回の業務終了後、業務の成果が検査に合格したときは、委託料の2分の1を委託者に請求するものとし、委託者は受託者が提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に受託者に支払うものとする。ただし、委託料を分割するにあたり1円未満の端数が発生した場合は、その端数は最初に支払う委託料の額に含めるものとする。

(2)本仕様書に定めのない事項、及び履行に係る疑義については、本市及び受注者にて別途協議して、決定するものとする。

(3)本業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。

(4)本業務のうち、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）による措置については、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。